

「式根島地区下水道事業住民説明会」議事録

開催日時：平成30年12月13日（木）19:30～21:33

開催場所：式根島開発総合センター1階集会室

参加者数：住民45人、村長・建設課長・山本係長他2名・式根島支所6名、NJS(株)4名

- 1、開会（司会進行：下水道係長）
- 2、村長挨拶（村長：青沼邦和）
- 3、出席者紹介
- 4、式根島地区下水道事業アンケート調査取止めの経過説明と今後の予定
- 5、式根島地区下水道事業の概要説明（NJS(株)大熊）
- 6、質疑応答

1、開会

司会：皆さま、こんばんわ。定刻となりましたので、式根島地区下水道事業住民説明会を始めさせていただきますと思います。申し訳ございませんが座ったままで進行させていただきます。本日は、お忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。私は、司会進行を努めさせていただきます、建設課下水道係長の山本でございます。どうぞよろしく願いいたします。本日の住民説明会につきましては、お知らせ版等でも周知させていただいておりますが、今年度実施予定となっております式根島地区下水道事業アンケート調査取止めの経緯と今後の予定について、前回の住民説明会においても、ご説明させていただいた式根島地区下水道事業の概要説明を再度させていただき、今後の下水道整備等に関して、皆様にご理解をしていただくと共に、下水道の整備を円滑に進めさせていただくためのものがございます。どうぞよろしく願いいたします。

2、村長挨拶

司会：それでは新島村長青沼より、ご挨拶をさせていただきます。村長よろしく願い致します。

村長：皆さん、こんばんは。本日は、お寒い中、またお忙しい中、お越し頂きまして誠にありがとうございます。座ったままさせていただきます。既に皆さんご存知だと思いますが、式根島地区の下水道整備につきましては、本年2月に住民説明会を実施しており、その時点で、本来ならば4月以降、処理場及び管渠の工事に着手して、順次整備を実施して行く予定でしたが、3月に処理場位置等の理由で本計画に「これはマズイんじゃないか」という意見書が提出されました。その為、計画の実施を1年間延期し式根島地区住民の皆さまの本計画実施に係る核についての意見を再確認することとしました。その確認の為に準備を進める中、本計画に賛成される方から、多くの方々から計画の早期実施を強く要望する署名が提出されました。その点につきましては、後程、担当から改めて説明がございますので割愛させていただきますが、本地区有権者の約6割の方からの要望でございます。これを以て、改めて事業の実施を、村としては決定することに至った訳でございます。その実施に対して本日、どのようにやるのか皆さまにご説明をしていく所存でございます。やはり反対される方は、処理場がマズ

イという意味では無くて、場所がマズイじゃないかという意見もございました。それも当然分かりますけども、やはり場所を決めないと全ての事が出来ませんので、多くの6割の方がそこでやってくれとのことですので、村としてはそれでやる方向で決めた訳でございます。ご心配の主旨は色々ございますが、その他諸々心配事、臭いとか、風が強いとか色々あります。それにつきましては、可能な限り対応して参りたいと思っておりますので、どうかご理解をお願い致します。本計画は、式根島の汚水処理の最良の解決方法ということで、歴代の行政の方々から今日まで色々検討してきた訳でございます。将来、式根島の観光客、当然、住民の皆さまにも、この計画が進めばお役に立つと自負しております。このまま是非、実施させて頂きたいと思っておりますので、よろしくをお願い致します。今回、説明を全てさせて頂いた上で、皆さま方から質疑応答をさせて頂いて、色々な意見を聞きたいと思っております。一応やる方向で決定しておりますので、今回は先ず、やる方向の説明を全部、担当から説明させた上で、その後、質疑応答させて頂きたいと思っておりますので、よろしくをお願い致します。

司会：ありがとうございました。

3、出席者紹介

司会：続きまして、出席者のご紹介をさせていただきます。（省略）

4、式根島地区下水道事業アンケート調査取止めの経過説明と今後の予定

司会：まず初めに、アンケート調査取止めの経緯についてご説明いたします。本年3月に実施しました「新島村特定環境保全公共下水道事業式根島処理区事業計画」の一部変更に関わる縦覧期間中において、23名の式根島地区住民の方から、現行計画の処理場位置に対して反対する意見や、計画の開始時から15年以上が経過し、住民の高齢化が進む中、当初、ご理解ご賛同いただいた方の中にも、本事業の必要性について疑問視する意見、下水道事業そのものに反対する意見等が提出されたことから、村としてもこのことを重く受け止め、下水道事業並びに現行計画がどれくらいの式根島地区住民の方から、ご理解ご賛同頂けているのかを把握することを目的に、アンケート調査を9月から10月頃を目途に実施する予定で準備をしておりましたが、7月以降に現行計画の早期実施を強く要望する275名の式根島地区住民の方の署名が、村長へ直接提出されました。これは、式根島地区の有権者数の59.5パーセントに相当し、幅広い年齢層の方、様々な職業の方からの署名であり、アンケートによる受動的な回答では無く、積極的な要望であることから、村における当初の目的を十分に達成できるものと判断し、アンケート調査を取止めることと致しました。また、村といたしましては、この要望を以て下水道事業に対する式根島地区住民の同意が概ね得られたものと判断し、1年遅れとはなりますが、現行計画の継続実施も合わせて決定しました。以上が、アンケート調査取止めについての経緯でございます。続きまして、今後の予定をご説明させていただきます。先ず管渠整備につきましては、前回の住民説明会では、平成31年度から工事着手し、工事完了目標年度を平成37年度としてお知らせしましたが、前述の事情により平成32年度からの工事着手となるほか、式根島地区の現状等を考慮して工事完了目標年度を平成43年度とし、総延長約12kmと12カ年で整備することと致しました。処理場整備につきましては、管渠整備と同様平成32年度から工事着手、工事完了目標年度を平成35年度として4カ年で整備する予定となっております。下水道の供用開始予定時期につきましては、処理場完成後の平成36年4月初めから、管渠整備が完了して

いる区域を一部供用開始し、各年度の管渠工事が完了次第、随時供用開始していく予定となっております。また、管渠整備完了目標年度後の平成44年4月初めを全部供用開始目標時期とし、下水道整備を推進してまいります。以上が簡単ではありますが、今後の予定でございます。なお、工事現場の状況や進捗状況等により、日程が延伸する可能性があることをご承願いたします。

5、式根島地区下水道事業の概要説明

司会：続きまして、式根島地区下水道事業の概要説明を、株式会社 NJS 担当者より、ご説明させていただきます。この概要説明につきましては、前回住民説明会でもご説明頂いておりました。もう一度概要を説明してもらいたいという要望もございましたので、改めてご説明させていただきます。それではよろしくお願いたします。

NJS(株)：それでは、着席して説明させていただきます。こちらに映っている画面とお手元の資料は同様のものでございます。前回の住民説明会の資料と基本的には同じ内容になっておりますが、最後のページの事業スケジュール、9ページ目の事業スケジュールの資料だけが前回と変わっています。それでは表紙をめくって頂きまして、2ページ目の下水道事業概要ですけれども、そちらは式根島処理区になりまして、全体計画が平成37年度、事業計画が平成33年度となっております。これらの目標年次につきましては、今後の事業の進捗に応じて、順次見直されることが考えられます。計画区域ですけれども、式根島処理区の、3ページに下水道計画一般図を示しておりますが、この中で四角く囲われている区域、そちらが計画区域になります。全体計画で31ヘクタール、事業計画で12ヘクタールとなっております。3ページの下水道計画一般図の中で、事業計画区域の部分で、四角く囲っている中で、グレーでタッチングしている部分が事業計画区域で、これらの区域は先行して整備を進めることとなります。計画人口が全体で500人。計画観光人口が1,400人。計画汚水量が670立方メートルとなっております。流入水質は、BODは200、SSが140。計画放流水質が、BODで15、SSが10となっております。続いて3ページの下水道計画一般図ですけれども、この図の中で、処理区域につきましては先程ご説明しましたが、赤い四角く囲われてところが式根島水処理センターの建設予定地となっております。こちらの処理区域は、所々離れ小島になってますけれども、実際には、これらの一つ一つの地区地区が下水道の管でつながることとなります。最終的には、全ての汚水が式根島水処理センターの方に流入して、こちらで浄化処理されることとなります。続いて4ページの下水処理施設の概要ですが、処理場の名称は式根島水処理センターとなります。下水の排除方式は分流式という方式で、雨水は入りません。汚水だけを集めて、こちらで処理することになります。それで汚水は、各家庭で発生いたします、トイレの便所用水、それから台所、お風呂の排水等の排水だけを集めて処理する方式でございます。用途地域の指定はございません。処理方式は、汚水がオキシデーションディッチ法という処理方式で、微生物を使いまして下水を浄化する方式でございます。汚泥処理につきましては、汚泥を脱水しまして、その後に乾燥、乾燥したものを島外に搬出する計画となっております。それで放流先ですが、放流先としましては処理場の敷地内で地下浸透いたします。それでオーバーフロー管は、太平洋の方に放流する形となります。それで4ページの右側の方に処理フローを書いてありますが、これは概略の処理の流れを表したもので、上の方から下水が流入しまして、分配槽という槽で、オキシデーションディッチと最終沈殿池という、下水を綺麗にする水槽が全部で2槽出来ますので、これを二つに分ける為の槽が分配槽となります。その後オキ

シデーショナルディッチで生物処理致し水を綺麗にして、その後最終沈殿池で処理した水と汚泥に分解致します。分離した処理水を、最後に塩素で消毒致しまして放流する形となります。それから、汚泥につきましては、オキシデーショナルディッチから汚泥を引抜まして、これを機械脱水機で水分を落としまして、更に脱水した汚泥を、乾燥機で更に水分を落とします。水分を落としたのち、本村地区の方に乾燥汚泥を搬出する計画となっています。5ページに行きますが、こちらが下水処理施設の鳥瞰図となります。この鳥瞰図は、昨年度行いました処理場の基本設計業務の中で作成したものととなります。現在、この処理場の施設の詳細設計を進めておりますので、細かい事については、この時の鳥瞰図を超える部分もございますが、大きくはこの鳥瞰図のとおりとなります。この施設の中で、都道に近い左側にあります楕円状の長い水槽がオキシデーショナルディッチの水槽となります。それで右側にある円形の2槽が最終沈殿池。奥にございます大きな建物が管理汚泥棟という施設で、処理場を制御する為の設備ですとか、汚泥を処理する為の設備等がこの建屋の中に納まるようになります。続きまして6ページ、7ページですけども、6ページの写真は、神引展望台から処理場の建設予定地を見た時の写真となります。今回、建設します処理施設は、神引展望台からは、処理場の施設、建屋等が見えないような配慮をしてあります。処理場建設予定の手前に小さな山がございますので、その山に隠れるような形で処理施設の配置、或いは、処理施設の高さを決定してあります。7ページの絵は、ちょっと分かりにくいかも知れませんが、神引展望台から処理場建設予定地を見た時に、この奥に実際には処理施設があるんですけども、実際手前の○で囲ってある山で隠れて処理施設が見えない状況を表しています。8ページは、同じ図を、山を透かしてみると山の奥に処理施設が、この様に存在するということを表している図です。赤い○の円の中に、赤く薄くなっている部分が処理施設の建物になるんですけども、これが実際には山に隠れて見えない。最後に9ページは、事業スケジュールですけども、こちらは先程、建設課の山本係長の方から、ご説明がありました内容と同様でございますので、説明は割愛させていただきます。以上です。

司会：ありがとうございました。

6、質疑応答

司会：それでは、質疑応答に移りたいと思います。質疑がある方は挙手をお願いします。

住民男性1：ご苦労様です。野伏住宅の住民男性1ですけども、何点が伺いたい事があります。具体的経緯についても何点がお聞きします。最初にアンケート調査の取止めについての経過説明がございました、それで私自身は公共下水道そのものに反対する立場ではありませんが、処理場の位置を廻っては、村長始め村の関係者の方々に何回かお話しを聞いて頂き、そのものの意見を言わせて頂きました。まあ2月に意見縦覧、公告縦覧がされ意見書が出されて、年齢構成も変わったことから住民の意思を再確認するという事で、アンケート調査を実施する旨のお知らせ版がありましたので、そうした中で住民の皆さんが、ゆっくりと考えて頂いて回答するいい機会だなと思っていました。しかし、村長の方からもお話しがありましたが、現行計画での推進を求める、早期推進を求める署名が届けられたということで、アンケートは中止になりました。私自身、非常に残念でした。待つてらっしゃった方も居たと聞いていますが、このアンケート、早期推進を求める署名と合わせて、アンケートの結果でも同様の結果が得られれば、もっとうまくいったのでは無いか。そういう風に今は考えています。それからアンケートの作成途中で、何度か問合せをして、私の考え方も伝えて参りま

した。それは下水道をやるやらないと言うのは、既に決着が着いている問題なので、これら行政判断の材料とするならば、どれだけの人が実際につなぐのか、接続出来るのか、接続するのか、そういうことをきちんと把握した上で判断するべきではないか、そういう風なアンケートを是非作って欲しいということで、何度かお願いをして参りましたが、そうはなりません。今でもアンケートは実施すべきだったのではないかと、そうすべきであったのかと思いますが改めて伺いたい。もう一つは、現行計画通り推進する署名についてです。個々人が署名をして届出を出すということは、大変重い意味を持っています。ですから村長もそれをもってアンケート調査を中止したという風に説明をしておりますが、7月の下旬からこうしたアンケート調査が進められていて、私が、正確な中身は伝わりませんが、下水道工事を早期に推進して欲しいという署名だったという風に聞きました。私、つい最初に言ったように、下水道計画そのものに反対する意思はありませんでしたので、今、泊地区を中心にして色々勉強しているマイドウトとの対立するものではないかと思っておりますが、しかし日を追って署名の中身はどういう中身だったんですかと聞くと、よく分からないで親戚が来たんで断りきれなかった。自分の宅地内の工事についても村から補助が出るから個人負担は無いんだ、そう言われたから署名をした。役場の職員が、賛成の署名をして下さいと回って来た。幹部職員が、畑まで来て署名をしてくれと言われた。で署名も白紙に名前と判子を書いてくれと言われた。こうした事が私の耳には伝えられて来ました。村長が過日の議会の中で、積極的な合意の署名という風に答弁されていますけれども、私の今の話を聞いて頂いた上でも、積極的な合意の署名だということにお思いですか。この小さな島の中で、個々人が、署名して下さいと言われた時に、色んなつながりあり断りきれない人も居ます。署名した人の中にも、私はつなぐ気は無いという人は沢山居ます。特に村当局が、年齢構成を含めて社会情勢が大きく変化したことをもってアンケートをやると言った訳ですけれども、10年20年前に持ち上がった下水道計画が、これだけ年数が経過した中で、既に、もう俺達には関係無い、私達には関係無いという方が多いんです。同時に下水道が出来ても、財政的にもつなげ無いし、下水道が出来上がるまで持つか持たないか分からない方が多いんです。そうした中でも、村長が言われた様に、この式根島の中で公共下水道こそが最良の汚水処理なんだと言い切れるんでしょうか。私はそう思います。で一つ質問なんです、この署名に対してなんです、署名をした人でも、つまり早期の工事、推進を求める署名に署名した人でも、下水道に接続しなくてもいいんでしょうね。つなぐかつながないかは、その時点で判断していいんですよね。このことを私は答えて頂きたいと考えています。以上です。

下水道係長：まず始めに、アンケート調査を中止した経緯につきましては、アンケート調査をやるということ自体が、村として、先程もご説明させて頂きましたけれども、下水道事業につきましては、どれ位のご理解、ご賛同を頂いているかを把握するというを目的としたものでございました。その中で、署名活動された方、署名をされた方が、275名いらっしゃったということで、これだけの人数の方にご賛同頂いているんだということ、村として判断したということです。なのでアンケート調査を中止したということです。下水道につなぐ義務が無いのかということなんですけれども、下水道事業をやるということは、下水道に接続するという義務は発生致します。

住民男性1：義務は発生するの。

下水道係長：発生します。

住民男性2：つなぐことが義務付けられるの。

下水道係長：そうです。

住民男性3：あれ。前はそんは話しでは無かったな、俺が聞いてるときは。

下水道係長：いや、前からもそういう風にご説明させて頂いてます。義務は発生致しますけども、速やかに接続するというので、まあいついつまでに接続しなければいけないという明確なものはございません。

住民男性3：今新島では100%接続してますか。

下水道係長：今の新島の接続率は70%でございます。

住民男性3：じゃあ、いつまでにとって、限定はしてないってことでいいですか。

下水道係長：下水道の法律の中でも、限定はされておられません。

住民男性3：分かりました。

住民女性1：これは法律の問題に関わるので、正確にお答え願いたいと思います。今回のアンケート調査について、最初に、最近ですね、このアンケート調査を中止するという時に、村長にお会いして「アンケート調査やりますよね」と、「いや揉んでるから、そのうちに連絡あると思うから、ちょっと待っててくれ」と、しかしその時には既にアンケート調査は実施しないと決まっていたようで、非常に私は、村長について頑張っているなあって思っていたのですが、非常に残念だということをお伝え致します。で、その上で、山本係長が、署名した人は接続義務があると、今、...

下水道係長：すいません。署名をした人が、接続義務が発生するという風には、私は言うておられません。

住民女性1：じゃあ正確にしましょう。実は、この件で、アンケート調査をするということも含めて、この間の経過、国土交通省の水保全課の担当の方と、この間、春からずっとお話しをして来ました。計画変更に伴う縦覧を行い、その時に新島村は、住民に対して意見書が出せるということをおホームページでも、それから広報でも、周知してませんでした。で、そのことを国土交通省に言いましたら、ダメですねと、あっ直ぐに連絡しましょうと、で直ぐに役場の方に連絡し、私も申し入れしましたけど、その時点でホームページの中に住民の意見書を提出することが出来ます。これは法律に基づく手続きですから。提出出来ることについて書いて無かったことに対して国土交通省が直接指導を入れた訳です。で、ホームページが変えられて、改めて住民への広報が再配布された経緯があります。で、今回、アンケート調査を行うことになりましたと、で実際このような経過がありましたのでお伝えしましたら「あっ、それは大変いい事です。島民の皆さんの要望を、きちんとお聞きして事業を進めるということは、本当に大事なことです。」と、ところがアンケート調査が中止になったそうだとお話しをしたら、開口一番「ルール違反ですね」という感想を持たれました。で、東京都にも基盤整備、都市基盤整備部の担当の方とお話し出来ましたけれども、村はきちんと環境調査もやるし、住民の皆さんの意見も聞いて行くと聞いてますから、東京都としてはその推移をきちんと見守りたいと思いますと、ところが、先程発言があったように、署名が275名集まったからということで、法律に基づいて意見書を出して、それに基づく公の広報でアンケート調査をするといった村の見解を、直ぐにね、取り下げてしまったことに対しては、非常に私は残念だし、今もアンケート調査を実施するべきだと思っています。で、その上で、これは国土交通省に聞きました。署名の重みと、それから村の職員それから今回来ていらっしゃる方達（NJS）が、公共ますの設置の説明ということで調査に回って、それで公共ますの、印鑑と名前と付いた書類を持って行かれたと。これについて聞きましたら、署名はあくまでも任意だから、そこに意思として公共下水につないでくださいと

いう意思あっても、それは、義務は課せられない。ただし公共ますについて申請書を出したら、法的な義務が発生しますと、つまり下水道法では、供用開始から1年以内につなげなさい。今ある合併浄化槽が使い無くなります。で、今ある合併浄化槽は、私が調べたら、だいたい取り壊し埋め戻し含めて35万くらい掛かります。これは結構負担。それから公共ますから自宅までの接続管は、最低5・60万から多い方は100万以上掛かる。もうそういうことも含めて、公共ます設置の時には、自治体はきちんとした説明義務がありますということでした。ですから今お話しあったように、公共ます(設置申請書)もほとんど説明無しに提出された方は、公共ますのあの書類(公共ます設置申請書)によって、法律上の将来に渡る義務が課せられるという風に私は国土交通省と東京都に確認しますが、一つはそれでよろしいでしょうか。

下水道係長：すいません。まず、国の方から、国土交通省の方から意見書をホームページ等に記載が無いと旨の指導があったということなんですけども、国土交通省から特にそのような指導は、村には無かったですし、一応、縦覧期間の意見書の提出の件については、以前もお話しをしたと思いますけども、告示という形で公示しております。まあその辺については、法令通り我々も手続きしているという風に考えています。後ですね、接続の義務なんですけども、公共ますを設置したら1年以内に接続しなきゃいけないという義務はございません。先程も申しましたけども、下水道法の中では、いつまでに接続をなささいという明確なことは明記されておられません。法律で1年とか言われているのが、浄化槽法(下水道法の間違い)の中に、下水道が整備されたのち、し尿汲み取りについては3年以内に水洗化をなささいというような法令は御座います。

住民女性1：あのね、正確にして下さい。下水道法では、1年以内の、供用開始から1年以内、それからですね、最近、千葉市の、私は大事なことだと思うんでハッキリした方が思うんです。つまり、住民の皆さんには、、、

下水道係長：すいません。ハッキリさせてもらいたいと、いう風に言われておりますけども、この下水道法の接続義務と、その速やかに接続しなさいというところは、変わりはありません。何年までに接続しなさいという風にも明記はされておられません。そこはハッキリしています。

住民女性1：それは、条例で各自治体が決めてとなっておりますので、、、

下水道係長：えっと、、、

住民女性1：ちょっと待って下さい。大事なところなんです。公共ます(設置申請書)の判を付いた、ちゃんとした申請書を出すことが、この後こんな風に費用負担をね、義務として課せられるかということが、とても大事だと思うので。もう一点だけ質問なんですけど、下水道法の中には、下水道につなぎなさい、供用開始から、それでなければ勧告をします。命令をします、それで最終的に千葉市は、刑事告発もありますということが条例で決められていたので、そこも問合せしました。そしたら下水道法では、そこまで出来ますと、国土交通省の法規の方は言っていました。だから、そのところだけは、そういう場合もありますよっということ、きちんと法律の解釈としてハッキリさせておいた方がいいのかなって思って、そういう意見を申し上げました。

下水道係長：すいません。法律で罰則規定はございません。新島村の下水道条例においても、何年までに接続しなければいけないというのも載せてませんし、罰則規定も、罰則規定はあるんですけども、それはあくまで料金的な話なので、接続に関しての罰則規定というものはございません。

住民女性1：はい、ちょっと、、、

村長：ちょっと待って下さい。先程、私と話しをしてまだ決まって無いと言った時は、もう決まっていたと、私が言われております。そんなことはありません。あの時は決まって無いから、あなたには決まっておられませんと私は言っております、早いうちにアンケートを中止と言っていると。時間をかなり掛けております。一応、議論をしてどうなんだと、情報が、この用語はどういう意味なんだと私なりに調べて、あっ、やはり6割近い方が賛成するなら、この用語に重みがあると、各自必死にやっておりますので、それで時間を少し置いた訳ですから、速やかに決めた訳では御座いませんし、あなたに言った時は、まだ私は決めておりませんので、決まっていたと嘘の誤解を招くようなことを、ここで言わないで頂きたい。私は、そんなことはしておりません。私のことになりますので、それだけは言っておきます。

住民女性2：すいません、**住民女性2**です。こんばんは。私は**住民女性1**さんとちょっとリンクするところがあると思いますけど、ここに居られる皆さま方にも、知って頂きたいので、私なりにお話しをしたいと思います。まず初めに、275名の署名によりアンケートの実施を取止めたとのことですが、27年1月の公聴会後の近隣の住民に改めてのお知らせが無かったことと同じように省略しているのではありませんか。本当に実態、つまり中身が分かっているのでしょうか。38億もの予算を投じて、いざ供用開始するも、その方々は全て実際につなぐのでしょうか。下水道工事は賛成でも、自分の所は引込工事費や（下）水道料が嵩むので接続は考え中、または（接続）しないという方も沢山おいでになるのでは無いでしょうか。そうなったらどうなるでしょう。困るのは村では無いですか。また、現行のままで、

住民：いしゃあ（あなたは）やめなよ。

住民女性2：また、現行のままで良いと署名した275名の皆さん、私達泊地区の住民は、下水道工事に反対して居た訳ではありません。考えてみて下さい。ご自分の背中に最終処分場が、しかも風の島と異名を取っている島で、最強で尋常で無い風上に出来ることを。考えられますか。直ぐ後ろにですよ。理解に苦しみます。もう少し温かい思いやりの心は無かったのでしょうか。新島村は、人情に溢れた島。また、もやいの心はあるのでは無かったのでしょうか。せめてアンケートを村にして頂けるよう配慮は無かったのでしょうか。すいません、お喋りは止めて下さい。村は当初より、年数も経過しているので、確認や実態を知ること、今後の対策をと描いていたに違いありません。が、皆さま方の署名により、それを怠りました。9月になっても10月になっても一向にプリント（お知らせ版）が来る様子もなく、痺れを切らして、お会いした時や、または電話しても「今、考え中」とか「もう少し待て」とまで言われた人も居たんです。そして暫くしたらアンケートは中止のお知らせ版が届き啞然としました。夏前までは聞く耳を持っていて下さった村長・下水道係の方々、ならばどうして事前にアンケートやらない旨のお知らせか、話し合いをして頂け無かったのでしょうか。不思議でなりません。改めて言いますが、私は当初、下水道が式根も出来ると聞き大変嬉しく、早く出来ればいいと思っていた一人です。ですが年数が経過し、ここに来て最終処分場がソバ地区に決まったとの説明を受け、意見書を出しました。何故なら、西の風の風上で近隣には民家も有り、また塩害で壊れたり不都合になることは必至です。隣のクリーンセンターを考えてみて下さい。更には近年、日本列島は大きな災害に見舞われています。東海、東南海、南海トラフと駿河湾から紀伊半島、四国に向けて大きな地震が起きる割合が7割と言われておりましたが、今年に入り、ある学者は、8割強と言っています。近い将来に来るかもしれない大地震や津波、そのように懸念されている今、式根島に

において最終処分場を、ソバ地区に決定とは如何なものでしょうか。何故なら、ソバ地区は駿河湾の方を向いていて、新島村のハザードマップでは一番高い波3.1mが押し寄せて来る場所です。とても信じられません。それこそ理解に苦しみます。私達、近隣の住民は、そんなことになったら大変と、何度も話し合いを持っていくうち、様々な情報公開したり、またニュースや報道番組で見たり聞いたりしていく中で、2月に配布された平面図が立体図へ、そして映像へと変化して行きました。大型圧送ポンプが4箇所、どれも海岸近く、石白川海岸、養殖場、大浦方面、そして全て集まる所は式根の玄関口である野伏港、菊水さんの正面です。もし不都合が起きたら、停電でもです。溢れることになる訳です。利用者の方は、そんなことはあり得ないと言うでしょう。でも絶対と言うのは無いのです。何故なら、世界に誇っていた福島の電子力建屋が、あの東日本大震災の時の大津波で脆くも崩れ、未だ大変なことになっているからです。そんなことを考えていくうち、この島に本当に公共下水道が必要なのだらうかと思いはじめています。もっと違う方法での処理があるのでは無いでしょうか。また、皆さん今、(参加者騒ぐ声...) 国会では上水道民営化になろうとしています。

住民：いつまで喋っちゅうだよ。

住民：手短にお願いしたいんですけども。

住民：いいかげんにしろ。

住民：話しが長い。

住民女性1：聴きましょうよ。

住民女性2：料金の高騰。メンテナンスの低下。さらには水質の悪化さえ懸念されるそうです。新島村は今後どうなるか分かりませんが、上水道さえそうなると、下水道事業はさらに料金の高騰は免れない気がします。8月の繁忙期に、公共ますの(設置)申請書を提出するようにとのことで、ほとんどの方が提出されたと思いますが、これが大変なことなのです。公共下水道が出来ると、必ずつながなくては行けないという、法律に縛られてしまうからです。なので考え中の方や要らないという方は、取り下げられた方が良くもかもしれません。村は、それを拒否することは出来ないですよ。で後は省略します。

住民男性4：すいません。質疑とは関係無いので本当にこの貴重な時間を使ってしまい申し訳無いんですけど、先程、**住民男性1**さんがおっしゃられていたこと、署名活動に関して7月から10月に僕も参加して回らせて頂きました。その際なんですけども、署名活動に当たって何名か賛同者の方に集まって頂き、こういう情報共有しながら回らせて頂きました。なので、役場の方達が回ったりとか、村の方で自己負担を出すっていうことは一切、そういう話しになっておりません。これは断言出来ます。どこからの情報か分かりませんが、そこは誤解されないようお願いしたいです。以上です。

下水道係長：すいません。**住民女性2**さんの質問に対しての回答をしていないので、ちょっと回答させて頂きますけど、ご質問の話しをお聞きしていると、下水道事業に反対をされていると私は受け止められるんですけども、今回、村としては275名の署名と言う形で、6割近くの方の要望ということもありますので、それを以て下水道事業を継続して実施して行くという風に決定しておりますので、今後、下水道事業を取り下げるといような事は無いかと思います。それと他の処理方法が出来ないのかということなんですけども、下水道事業を進める中でも、国の方から処理法について比較検討しなさいと通知されております。新島村においてもアクションプランと言うんですけども、その中で合併浄化槽と下水道をやった場合の費用比較等をして、その結果、公共下水道が有利である

というような結果になったので、改めて下水道事業を継続してやっているという経緯もございます。

住民男性3：あまり難しい話しは分からないんだけどさ、まず最初、この下水道工事の話しが確か30年前くらいじゃないかなと思うな始まったのが。その時に、あそこは釜下じゃなくて、浜ん津城の方でやるってことで決定されて、その時には自分達が民宿やって、おうやるべえじゃって気持ちだったよな。ところが10年くらい経過したのか知らないけど、パッと気が付いたら今度は違う所に、まあこれはこれでみんなが賛成なら構わない。今の話しを聞いてると、みんな賛成なんだけど、計画っていうものに対してもの凄く不安を、私もそうだけど、と言うのは、最初の話しは私の聞き違いかもしれないけれど、集水ます、村で持ってくれる集水ます、これが第一段階、それでまあ自分の気持ちは、ああ分かったまあいいでしょうと、それで私は今、女房と二人暮らしなんで、笑うんですけど、二人合わせて150歳だねと笑うんですけど、子供が帰って来るか来ないが分らない。もし帰って来る時には、子供が自分で、子供と連絡取りあって、いいよ俺達が帰って必要だったら自分達で接続するからいいよ。でも、子供にも負担は掛けさせたくない、いくらぐらい掛かるんですかって自分なりに業者に問い合わせてみた、今言ったように70万から100万。年金、国民年金生活者が国民年金がどれ位貰ってるか分かるでしょう皆さん。皆さんみたいに共済やそういう退職金じゃない、多い年金じゃないですから。反対じゃないんだけど、今の話しには、100万の金っていうのがもの凄く負担なんです。でそういうことなんで、いつ接続すればいいんですか。しなくてもいいんですか。子供が来るまで、そのままほおっておいていいんですか。こういうあれしてんだよ、それがまちまちの返事なんだよ、しょうがない話し。じゃあ100万掛かるのを、村で何か少くくらい補助はあるんですか。そういう方法のものを示して欲しい。もし接続した場合に、集水ますが第一段階、第二段階は、じゃああなた達でつなぎなさいよ、あなたなら100万掛かるなら何負担してあげましょうとか、2割負担してあげましょうとか、そういう話しを自分達は欲しい。以上です。

下水道係長：接続についての費用につきましては、まあ個人負担につきましては、若郷地区、本村地区を先行してやっていることも御座いますので、村の方で負担をするというのは今現在考えてはおりませんが、ただ高齢化というところで、やはり負担は大きいというところは村としても認識しておりますので、下水道事業の接続して頂くという最大の課題ですので、それは今後、他の自治体とかの事例などを参考にさせて頂いて、まあ検証させて頂きたいと思えます。

住民男性1：やるの。

住民男性3：まあ、そういうあれで反対はしていないんだけどね。そういうあれで今の時点、子供が帰って来てからで接続はいいんですよって、もちろん反対じゃないですよ。そういう中で自分には今言ったようにやりたくても自分には出来ません。子供と相談して、いいよやらなくても、自分達が帰ったその時点で接続するからって。だから役場に何度も私はあなた（下水道係長）に、集水ますは第一段階ですねって。それで私は早くも子供に連絡して、いいよ（接続）しなくて俺達がもし帰ったら接続するから、だから今言うように1年以内とか3年以内、5年以内に接続と区切られちゃうと、誰か助けてくれるのかよって、言うように国民年金じゃとてもじゃなく首吊っちゃうよ。これが知りたいとこなの。だからそのところを明確に返事してもらいたい。

下水道係長：えっと、すいません。接続の義務、何度も言うようなんですけども、義務は発生しますが、何年以内までに接続しなければいけないと言う明確なものは御座いません。

住民女性1：現在じゃない。

下水道係長：えっ現在。なので、各ご家庭で色々事情も御座いますので、そこについては村としても、いつまでに接続して下さいとも言えません。まあ村としては、接続して頂くように努力していくということです。

住民男性1：先程、**住民男性4**さんの方から、私が署名に関して色々聞いたことについてね、私自身が言われたことでは無いので、間違いが無いというには反照出来ないのですが、これ明らかに私自身がそう言われた人から聞いたことなんです。ですから、会としてそういうことを言っただとか、どうのこうのってことで、役場の職員は間違い無くやってるんです。(参加者ざわめき) それは私が言われんじゃ無いですよ。

住民：誰がやってるんですか。

住民男性1：言わない方がいいでしょ。

住民女性2：言わない方がいいよ。

住民男性1：役場の職員が署名を集めるよってことを、建設課の方にお伝えもしています。その時、答えで下さった方は「村としてはやっていません」、「注意しておきます」という風にお答えになっています。

下水道係長：えっと、すいません。その答えをしたのは私なんですけども、村としてはやっておりませんと言いました。注意しますと言うのは、そういう話しが出る時点で問題ではあると、私は認識しましたので、誰がやったとかは分かりませんが、こういう話しがあったので間違いが無いように注意して下さいねというような、念押しをただけです。だから誰がやったとか、そういうことでは無いです。

住民男性1：あの、名前は言いません。で確認します。先程の接続の義務に関してなんですが、公共下水道をやるっていうんですから、当然接続の義務が生じます。基本的には。しかしそれぞれの家庭の事情もあるし、人生設計もあるでしょうから、いついつまでにつなげなさいと言わないし言えませんと、上限でも決まっていますと、ということ言えばなんていうんですか、接続義務が実質的には無いのとほとんど同じような感じになってしまうと思うんですよね。でね、心配しているのは、色々調べてみると、千葉市の条例では公共下水道がつなげるようになったら1年以内につなぐってなっているんですよ。でこれは千葉市ですから直接機会的には出来ませんが、自治体の条例でそういうことも決められるって言うことなんですね。ですから接続の義務ってことに関しては、署名をした人は接続しなくちゃならないよな。公共ますの設置申請をした人は、あれは接続するための公共ますって書いてありますから、接続の義務が重たくなっちゃうだろな。ただ調査だけだからって聞かれたからパパッと気軽に出しちゃったけども、とてもじゃないけどつなぐ金も無いし、どっからも出て来ないよ。こういうお話しは沢山の人がされているんです。特に高齢者の方ですね。でそうしたことを、私は接続の義務の問題として、接続する場合には個々の判断ということでもいいのかと、いうことをお聞きしています。それと先程、**住民男性3**さんがこれからつなぐ場合に、村でなんらかの補助は無いのかって言った時に、今、回答者(下水道係長)は、他の自治体のことも研究してだかなんだか、検討しますってみたいなことと言ってましたけど、それは補助はやるということなんですか。

下水道係長：えっと、すいません。補助をやるってことは断言しておりません。

住民男性1：してない、してない。

下水道係長：はい。ただ課題なので、それも含めて色々なことを検証して今後どうするかを決めていきますというので、なので今の時点では、補助をやりますってことは言っておりません。あと、公共ますの設置申請書を書いたから義務が発生するとか、ということではございません。下水道事業をやるに当たっては、公共ますが必要不可欠なものになりますので、これは（下水道事業を）やる以上は、書いて頂くと、でその先、接続するしないは、先程も申しましたけども、義務が発生しますけども、いつまでに接続をなさないと明確なものではございませんので、まあ個々の判断にお任せするしかございません。ただ村としては、法律の中でも速やかに接続しなさいという一文がございますので、それに則って接続して頂けるようお願いする努力をしていくということではございます。あとですね、公共ます設置申請書を、今の時点で書いて頂かないと、工事をやった際に公共ますが設置されません。で後々ですね、設置して下さいと言えれば村は、そこに公共ますを持って行かなければいけないので、公共ますまでは村として負担しますけども、（下水道本管を）布設した後に、再度そこに公共ますを入れるとなると、費用的に2重投資のような形になってしまいますので、出来るだけそれは避けたい。なので今の時点で公共ますの申請書には申請してもらいたいと、村の考え方です。

住民女性3：あの、すいません。皆さん、結局賛成なんですよ。造るってことに対して。そしたらですね、どんな形で造るのか、どうなっていくのかを私は説明して欲しいと思います。それでちょっと聞きたいんですけど、この神引のここの所にマル描いてあるところって、だいたい式根島のどこ辺なのか教えて欲しいです。で、どういう感じで進めて行くのか、もうどんどんその話しをしていって欲しいです。

住民女性1：はい。その前にハッキリさせて欲しいことがあります。ちょっと（下水道）係長が言ったことが、法律に基づかない事を言ってますので、そこだけは正確にお答え下さい。先程、公共ますの設置申請書を出したら義務が発生するかという質問に、発生しないと言いましょね。いつまでにと決められていないと、、、

下水道係長：あの、すいません。設置申請書を出したから義務が発生するとかでは無く、下水道事業自体を、やること自体に義務が発生します。だから設置申請書に印を付けた時点で義務が発生することでは無い、というふうなご説明でございます。

住民女性1：それは、法律の解釈、法律の中身が正確ではありません。これは、私は国土交通省に昨日確認しました。結果、公共ますの設置申請書に印鑑を付いて提出した時点で、設置義務が発生して、将来、子供さんお孫さん、その所有権が変わった時点でもその申請書は生きて設置義務が課せられますと、ですから高齢で費用が出せない、それから自分の所は下水道を引かないという方は、申請書を取り下げられた方がいいです。それから、東京都の都市基盤整備部の担当の方に私は確認しました。公共ます設置申請書に印鑑を付いて出した書類と言うのは、どのようになりますか。そしたら、先程の発言にありましたように、下水道法の中に、供用開始から1年以内に接続しなさいというのが法律です。で、千葉市は、工事費の調達が困難な場合は、3年とか、合併浄化槽がある場合は5年以内にやりなさいと条例を作ってます。そして、この法律は、下水道法の38条で、この下水道につなぐ、申請書を出した方ですよ、この方に課せられる義務と責任は、接続の勧告、あなたつなぎなさいよという、まず勧告があります。それから特別な正統な理由がなくつながらない場合は、違反事実と公表しますよ、これが千葉市です。この後に何があるかと言ったら、排水設置命令っていうのがあります。これは接続の勧告に従わない場合、法律により排水設備の設置を命令することがあります。

下水道係長：あの、すいません。今、言われて、、、

住民女性1：ちょっと聞いて。もう終わります。

下水道係長：ちょっと、、、

住民女性1：こういうふうに決まっているということを法律は、あの申請書がそれほど重いものなんだということを、ちゃんと正確に皆さんに伝えないと。

下水道係長：あの、ちょっと、、、

住民女性1：後々大変なことになるんだと思うから申し上げてるんです。

下水道係長：法令と言われてますけども、その中にちよくちよく千葉市さんの条例が入って来ますよね。

あの千葉市さんは千葉市さんなので、新島村は新島村です。新島村の中で、そういう条例はございません。

住民男性1：今はだよね。

下水道係長：今はございません。

住民女性1：作ろうと思えば可能ですね。

下水道係長：まあ、作ろうと思えばとのお話しを今するべきでは無いと思いますけども、我々は今の条例に基づいて事業を進めておりますので、その辺を私は回答をしかねます。

住民女性1：今の村長さんでは、それは出来ないかもしれない。だけどこの後、行政の担当者が変わり、首長さんが変わったら、そういう条例は作ることは可能ですよというのが国と東京都の見解でした。だから、私も思うのは、接続に70万から100万も掛かって、下水道料金は今の水道料金の1.6倍になって、そして維持管理費が掛かってということになると、本当に今でさえ大変な中でね、やっぱり子供さんやね、子供達に負担かけたくないという、私も子供居ますのでね、やっぱりそういう方達の思いというのはよくよく分るんですよ。だから、やっぱりそういう法律はこうなってますとちゃんとハッキリお伝えした上で、本当にこの下水道に、将来的にも、子供さん含めて賛成なのかどうか進めて行くのがどうかと言うのが、やっぱり確認して頂いた方がいいかなと思ったので、ちょっとごめんなさい、意見差し挟んで。

住民女性4：ちょっと質問と自分の意見で、国土交通省は、個人が質問しても、そんな細かく答えて、色々教えてもらえるんでしょうかというのが、一つ疑問なんですけど、それともう一つ、この計画をやるに当たって、住民説明会とか、まあそんな人数が多く無かったかもしれませんが、一応開かれて、こういう計画があつて、まあ遅れることがあつても、キッチリやると思っていたんですが、私が知らない間にちょっと反対の署名が出て、この工事が結構遅れたということ聞いてビックリしたんですけども、少ない人数の署名でもこういう計画が、こんな早い時点で遅れるというのもちょっと。あとはお子さんとの連携は結構長い期間が必要だと思うので、今のここに住んで居る方がある程度判断して持って行けばいいんじゃないかなと思います。この275名の署名は、大きいアンケートの代わりだと思います。大きい意見のだと思いますよ。

住民：(多くの拍手)

NJS(株)大熊：すいません。先程から、公共ますの設置申請書のお話しが結構出ておりますので、法律論という事では無くて、調査する目的をですね、ご説明させて頂きたいんですけども、各敷地に対してですね、隣接している公道が、必ずしも一つの公道にしか接しないとは限らない宅地もある訳ですね。二つの公道に接している、或いは場合によっては三つの公道に接していたり、その場合に、どこに公

公共下水道を設置するかによって、下水の本管を敷設する路線が変わってきてしまうんです。それで今年度から下水の本管の設計も一部始まってはいますけども、下水の事業の早い段階で、どこに公共下水道を設置するかということが明らかになっていないと、下流の方の下水本管の設計に支障が出て来ます。それからもう一つは、設置申請書の一番の目的は、下水本管と公共下水道と言うのは、個人が施行する訳では無く、村の方で負担して工事致しますので、下水の本管と公共下水道は同時施工した方が合理的なんです。トータル的に安く出来ます。その為に、各敷地の地権者の方が公共下水道を設置するのであれば、ここに設置して下さいという意思表示のものが設置申請書となります。

下水道係長：あの、ちょっとすいません。先程の**住民女性3**さんの方からのご質問です、この概要説明書の中で神引のマルが付いている所が何処なのかというお話しが御座いましたので、その一点ご説明させていただきます。この資料（概要説明書）のマルの場所と言うより、だいたいこの辺に来るよという感じなんですけども、場所としましてはソバ地区にあります残土置き場がありますよね。そこ（残土置き場）と都道の間、残土置き場の盛り土になっている所の東側に処理場を持って来ると言う計画となっております。後ですね、今回、概要説明を再度させて頂いた経緯につきましても、やはり下水道事業をどうやって行くのかというところを、もう一度お聞きしたいという要望がありましたので、今回、概要を再度させて頂きました。

住民男性2：あの、もうやると決まったんだから、ここでどんどん良い方に進めて行ってもらいたいと思います。で、費用の事は色々出て来ますけども、新島地区をやった時に、（七島）信用組合が、普段より安い金利で貸すあれをやったような記憶があるんですけど、そう言った面で、さあやると決まったんだから、さあやりましょうって、費用がなかなか出し難い、出せない、直ぐに出せないってなった時に、そういった何か救済では無いけど、救済では無いけど何かそういったあれはありませんか。

下水道係長：そうですね。本村地区をやった時に、七島信用組合さんの方で、そういったことを一時期やっていたことがありました。で、その後ですね、本村地区でやってたんですけども、実際その七島信用組合さんに依頼される方が少なかったということもあって、七島信用組合さんの方はちょっと取止めたんですね。その後ですね、村の方からも再度そういうのが出来ないかということで、ご相談させて頂いたこともあるんですけども、実績からしてなかなか難しいということだったので、それ以降はやっておりません。ただ式根島の方が新規で今後やっていくということで、もう一度ですね、七島信用組合さんともお話しをしていければなと考えております。

住民男性2：今、銀行は貸したくて堪らないでいるから、また新島の時とは条件が違うかもしれないので、まあそういった一日でも早くやってもらいたいと思います。

参加女性5：マンホールポンプ、設置周辺の住民の方の同意とか頂いているんですか。結構大変な事だと思うんですけど。

下水道係長：マンホールポンプの設置個所の住民の方に、同意を特には得ては居ません。

参加女性5：お話しをされた方がいいんじゃないかなと思うんですけど。臭くは無いですか。処理場はもとよりなんですけど、マンホールポンプは、臭いは出ないんですか。

下水道係長：臭いの方なんですけども、維持管理する際に、蓋を開けたりする場合がございますので、その際は臭いが漏れるということもございますけども、基本的には、100%とは私言い切れませんが、

参加女性5：何%くらいですか。

住民：(笑い声)

下水道係長：ちょっとそこまで私もデータを持っておりませんので、何%とか、、、

参加女性5：新島村でも、ポンプ室以外にマンホールポンプが一個所あるってお聞きしたんですけど、そこはどんなんですか。

下水道係長：そこで臭いがするのかということですか。マンホールポンプの周辺の方から臭いがするという苦情は、一度も来てございません。

参加女性5：場所はどこですか。

下水道係長：場所はですね、何て言えはいいのでしょうか。

主事：原町の、磯長さんて昔クサヤをやっていたところの前なんですけど。

住民男性2：苦情は有るか無いか。

主事：苦情は無いです。はい。

住民男性2：今度見てもらえばいいじゃん。

建設課長：是非、見学に来て下さい。

住民：見て来て下さい。

住民男性2：見に行つて、臭うか臭わないか見てもらつてさ。

参加女性5：後、水が出たときはどうですか。結構、水が出ると思うんですけど。

下水道係長：はい。水が出る。

参加女性5：雨が沢山降ると、バアアっと、雨水が、流れる、、、

住民男性2：雨水は別だよ。

下水道係長：一番最初に、概要説明の中でも説明させてもらったんですけど、分流式と言う方式でやるんですけど、その分流式と言うのは、家庭から出る汚水しか処理しませんので、雨水は、下水には流れない方式です。

参加女性5：マンホールポンプの蓋は、密閉されてると言うことですか。

下水道係長：あつ、そうです。密閉式のマンホールと言うことになります。

住民男性2：もう一回見学会をやってもらいよ。見ないで、聞かないで、確認しないで、幾ら言つたつて、なかなか説得出来ない思うから、、、

村長：えー、一応ですね、村としましては、行政的にもうやると決定しましたので、やる方向で居ます。

住民：(多くの拍手)

村長：それで臭いとか色々ご指摘ありました、それは極力、今、現在100%とは言いませんけど、極力それに上手くなるように工事を行う予定であります。現状、若郷も臭いもございませんし、本村の方も今のところ臭いのトラブルはございません。もし、なんでしたら先程言われたように、見学してもらえればいいと思います。いまのところは上手く行つてます。それから先程も高齢者で、つなぐとお金がかかると、確かにその通りなんです。ですから村としては、まだ細かいこと、速やかに接続してもらつて止めています。その後、結局は入り口まで、接続してくれる、後は個人が持つものから、個人のやつは本当に、遠いところだと本当に70万とか80万掛かると思います。近いところは、直ぐに終わるんです。それは個人差がいっぱいあります。それで、高齢者の方は本当に大変な思いでして、年金生活です。ですから色んな行政の、色んな所を調べて、何か村として出来るものか、

これから考える要素があるので、まだはっきり答え出ませんと言うことで居るんです。まあ例えば、組長が変わる、私が変われば出来るかもしれない。そう言う話しでは無いんですよ。これは本当に。誰がやろうが、村で、行政でお金は限られたものしか無い。それで、貰うものは貰って、何とかここまで持ってきたんです。ですから本当に、地域の近い方は本当に大変です。本当に申し訳無いんですが、是非協力して貰って、式根島でも下水が始まるってことで進めて行きます。是非協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

住民：(多くの拍手)

住民：終わり。

住民男性5：ちょっと教えて下さい。僕なんかは一人なんですけど、島の中ほとんど家がそうなって(一人)行くと思うんだけど、そういうとこの対策はどうするの、それが分からなくて。それからもう一つは、村の借金は36億(広報にいじま12月号)と、この前書いてあったけど、こんなのは、この工事は住民の負担とかにならないの。

主事：空き家とかですかね。

住民男性5：要するに、空き家が結構あるんですよ。だからそこはどうなんだと、要するに、誰も住んで居ない、例えば俺の同級生なんかも(島外へ)行ったちゃって、わざわざ住んで居ないのにそうあれになるのか、それともほっぽらかしていいのかどうなのか。

下水道係長：ほっぽらかしていいかどうかと言うと、私は答えられないんですけど。その辺は、先程もご説明しましたけども、基本的に下水道をやるにことによって義務が発生しますし、ただ、いつまでに接続しなきゃいけないということは、明確なところが無いので、そこは個人で判断して頂くような形になって来ると思います。ただ村としては、接続して頂けるように努力して行くと言うことです。

住民男性5：それは、さっきから言ってるから分るんだけど、これから(老人)ホーム行ったりさ、東京行ったりさ、家だけ残っちゃう訳じゃん。ほんで、そういう所へ(接続してくれと)来るわけ。

住民男性2：結局、空き家になってる家の人はどうすんだってことだよ。

住民男性5：そういうことだよ。

住民男性2：それは、速やかでことで幅があるの。

住民男性5：だから要するに、戻って来ればいいけど、だいたい(島外へ)行く人は、戻って来ないからよ。

住民男性2：(公共)ますだけは付けておくの。

下水道係長：そうですね。

村長：そこで止まっておく。

下水道係長：そうですね。

主任：一応、地権者の方には、(公共ます設置)申請書の方をお送りして、帰って来てないものもありますけど。

住民男性5：となると、つないでも意味無いってことじゃ無いの。

下水道係長：ここは、公共ますにつなぐ、つながないは個人の判断によるところになるので、村としては、空き家であっても今後どうなるか分からないというところもあるので、

住民男性5：空き家もそうだけさ、どんどんどっか行っちゃうのがあるからさ、それはその時。うちの周りもさ、一人、二人が多いからさ。

下水道係長：はい。

住民男性6：すみません。私もあまり頭がある方では無いので、自分の感じたことだけ、今日、こういう会を開いて頂いて、役場の方と業者の方、ありがとうございます。私も先程、住民男性4さんが言いましたアンケートの方をさせて頂きまして、多くの人、おじいちゃんおばあちゃんから、色んな方にアンケートを取らせて頂いたんですが、住民男性1さんが先程、ちょっとまだアンケートの納得のいかないようでしたので、改めて言わせて頂きますが、私達がやりましたアンケートは、事前に会を開きまして、、、

住民男性4：署名でしょ。

住民男性6：あっ、すみません、署名ですね。署名です。署名の方なのですが、話し合いをしまして、絶対に強制はしないようにしようと、いうふうなことを大前提にしてやらせて頂きました。もちろん私の方でも、署名をお願いしたおじいさんとおばあさんから、ちょっと自分はもう先が無いし分からないから、ハッキリ言っちゃいますと、いつまで生きているか分からない、だから悪いけどと。あー、それでいいよって、これはあくまでもその人の自由だから、意思だからと言って取らせて頂きました。私どもは、そういうふうにやらせて頂いたんで、住民男性1さんが言っている、その強制的にとか、親戚の人がどかどか来てということは、もしかしたら別の方がそういうことをやったんじゃないかと言うぐらいで、私達は決してやっておりません。先程ね、住民女性1さんが言ってらっしゃたんですけど、私どもは署名して頂いた二百数十名の方の意思は、もう今直ぐにやって頂きたいということで、しかも場所はあそこ（ソバ地区）で構わないと、しかも今書いて頂いた方の中には、お年の方もいらっしゃいます、色んな方がいらっしゃいます。で、お金のことも、ちゃんと納得した上で書いて頂きました。もちろん私ども、ちゃんと説明させて頂きました。先程、住民女性1さん達が言っていました法的なこと、詳しいこと、そこまでのこと言えたかと言えば、素人ですので、そこは許して頂きたいんですが、ですが出来る限り私達の誠意を伝えながら署名させて頂きましたので、それは信じて頂きたいと思います。先程から再三、浸透ますをつなぐ、この事業を始めるとなったら、浸透ますのことですね。義務が発生する、発生しないと結構答弁があったと思っているんですが、そこをずっと濁しながら言って下さっているのは、役場の方の配慮なのかなと思ったんです。と言うのは、ここで確定させてしまったら、それが完全発生しますし、なのでその辺のことをボヤ化しながら、だけど始めてからどんどんいい方向に持って行きたいから、まずは始めたいという意思が強いんじゃないかなと、我々としてもそれを望みますし、まず始めなければ補助金ですとか色々なことってというのは、始められないと思うんです。なので今、この時点でゴタゴタするのでは無くて、やりながらでもいいので、ちょっとずついい方向で持って行きませんか。ここでズーっとストップしたまんまでいられると、正直迷惑なんだよ、多くの方が。なので反対している方の意見も、もちろん分かります、反対というか場所を変えてくれとか、やり方を変えてくれというのは分かりますが、多くの方はやって頂きたい方向で望んでいますので。それは今この場でと言うよりも、また別のところでやって頂けたらなと思います。

住民女性1：最後に一つ。

住民：いいよ（要らない）。

住民女性1：私は、公共下水の意見書を出しましたけど、公共下水道は汚水処理の施設であるし、そのところは、私は本当に公共下水道と言うのは、優れた汚水処理方法であると言うことは申し述べて

ますので、反対と言うことではありませんでした。ただ、あの泊地区は、泊海水浴場と大浦海水浴場のちょうど中心にあるところで、あの泊地区の人達が心配している、それから他の方から意見を聴くと、やっぱり式根島は観光地だと、でその真ん中に污水处理施設が出来るということへの、本当に私、新島の処理施設も現地行ってみましたけど、やっぱり通りかかると臭いはするんですね。そういうところの心配。それから、先程頼、**住民女性2**さんがおっしゃったように、東南海地震の、中央防災会議が昨日・一昨日開かれましたけど、あの3.11の時に、相当な污水处理施設が、電気も通らなくて、あの壊れてしまったんですね、津波の。それで泊地区のところには31mの津波が来るというハザードマップに、東京都の防災のマップでも国のマップでもなっているので、やっぱりそういうところは本当に心配だなっていうふうに私自身が思いました。で、風もあるので、先程の図面の中で、2つのタンクの上は蓋が無いんですよ。だからやっぱり、神引と同じくらい風の吹く場所で、汚水の入った処理タンクの上に蓋が無いということは、風で島中に、やっぱり汚水の風が吹くんじゃないかっていうことをちょっと心配してたものですから、そういう事も書きました。で、質問ですけど、(一部中略)新島の処理施設の方に投入口を造って、式根島のし尿を船で新島に当面運ぶ手続きを今していると聞いたんですけど、そこがどうなってますでしょうか。それから、震災の対策で、水道管が40年にほぼなっているんですけど、この前、光ファイバーの時に、水道管が破損して断水がありましたけど、そういう取替と合わせて考えていかないと、やっぱり村の財政は大丈夫なんだろうか。で、下水をつながい人が少なくなると、下水道料金は増えるということで理解していいんでしょうか。で、最後に、やっぱり私は、污水处理や家庭雑排水の、この環境が良くなることは、本当にいいと思っているんです。ただ、やっぱり皆さんの意見を聴くと、本当にこの先、人口も減って大変になるということを知りますし、私達も年々逝きますから、そういうところで村の財政と私達自身の生活のことが心配なので、維持管理が出来ない自治体は、例えば徳島県ではもう10の市町村、青森では4つ以上下水道を中止している自治体が増えているそうです。まあそういうことも含めて、もう一回再考して欲しいなというのは、正直な思いであってというのを、お伝えしたいと思います。

下水道係長：えっと。現在の場所について色々懸念されるところもあるということでありましたけど、臭気ですとですね、風については今年度、今、調査を掛けるということで動き出しています。まあ、それによってどういう影響が出るのかを調べてですね、その出た結果を、今後施設の、まあそういう形になるか、まだなるかまだ分かりませんが、反映して行こうという形で今動き出しております。地震に関しましては、まあ津波ですけども、今現在、村、東京都で出しているハザードマップにおいても、今の予定地は、浸水区域に入っていないところなので、私どもはハザードマップを基に、処理場の地震対策は考えております。あと臭気ですね。まあ空いている部分に蓋をするということなんですけども、以前の住民集会でもちょっと出たところなので、今現在、その空いている部分に蓋を、まあ覆蓋と言うんですけども、まあして臭気が、脱臭装置も入れてですね、臭気対策をしていこうと、ということで、今、詳細な設計をやっているところでございます。その脱臭装置なんですけども、本村の処理場にあるのが活性炭という装置だけなんですけども、式根島に関しては、活性炭と生物脱臭という二種類の脱臭装置を設置したいと私は考えて、今、詳細設計を進めているところでございます。その生物脱臭というのは、その活性炭脱臭よりも、だいぶ性能の良いものなので、だいぶ臭気が除去されるんじゃないのかと、私は考えております。

住民女性1：(一部中略)

下水道係長：あっ、し尿を新島の方に持ってって、(本村の) 処理場の方へ投入するという話しは、村の方では一切しておりません。

住民女性1：なんじゃそりゃあ。

下水道係長：あの、ちょっと勘違いされているんじゃないのかなと思うところは、今現在、式根島の処理場を造るに当たって、し尿を受入れられる設備と一緒に設置して、式根島の処理場の中でそれも処理するという形で、今、設計を進めているということは、私、以前ちょっと話したと思うんですけども、そこはちょっと勘違いされているんじゃないかなと。

住民女性1：山本(下水係長)さん、言ったことを言わないっていうのは、ちょっとそれは違いますので、投入口を、、、

下水道係長：ちょっと待って下さい。私、、、

住民女性1：東京都と協議しているということまでは聞いてますから、

下水道係長：あの、それ、、、

住民女性1：言った言わないになることは、こちらは、、、

下水道係長：あの、すいません。言った言わない、私は一度も、新島の方にし尿を持って行くということ一度も言うておりません。

住民女性1：それは違います。

下水道係長：えっと、し尿を式根島の処理場に投入するという形で、お答えしております。それは、私は間違いなく言い切れます。

住民女性1：まあ、いいですよ。運ぶって言って下さった時は、ああ、そういう方法もあるかなと思ったんですけど。分かりました。

下水道係長：あっ、すいません、もう一点。運ぶと言う話しの中で、処理場で処理すると最終的に汚泥と言うものが出ます。それを、本来であれば焼却場で焼却するんですけども、式根島の場合、焼却場が今現在停止してますので、その汚泥を、新島の方の焼却場に持って行って焼却するということは、お話ししたかもしれませんが。決してし尿を持って行くとは私は言うておりません。

(一部中略)

住民男性1：あのね、私、今、気付いてね、断固反対とかじゃなくてね、この下水道やっていく上で、皆さんが気に係ったり、心配したりしてることを、、、

住民男性6：余計なお世話だ。

住民：(笑い)

住民女性1：いや、聴きましょう。それぞれの意見があるんだから、聴きましょう。

住民男性6：凄い自己満足してるだけ。

住民男性1：じゃあ、ちょっと待ってもらえます。

住民男性6：聴いた結果が、こんだけ(署名が)あるんだから。

住民女性1：いや、そういう場なんじゃないですか。今日は。

住民男性1：あの、、、

住民男性6：必要の無いことは、聞く必要が無いでしょ。

住民男性1：下水道の本管につなぐのに、家屋が低くなるとときに、ポンプで汲み上げないと本管につなげないと思いますが、他にポンプを付ける訳ですよ。そっから(家屋から)揚げるために。それ

は付けられないですか。

下水道係長：今、基本的には、個人宅でのポンプを設置しないように、設計は組んでおります。低宅地を調査して、そこ（低宅地）が取り込める、自然流下で取り込めるような形で設計はしているんですけども、後々、例えばですよ。入居者の方が来られて、新しく住居が区域外の所に来たとかいう話しになったときに、そこを取り込むような形で進めて行くんですけども、その中で低宅地があったりした場合、既設の下水につなぐときに、つなげられないとなると、もしかしたらその場所にポンプを設置して下さいという事になる可能性はあります。なので、今現在の区域内では、そのポンプを、個人宅に付けなくて設計するようにしております。

住民男性1：じゃあ現在は、簡易ポンプの設置は想定する所は無いと。現在では無いということですね。あと、設計会社さんの方に、ちょっと技術的なことなんですけど、マンホールポンプから、まあ高いところは除いて、処理場まで運ぶ場合は、高低差40mを超える個所が二箇所ほど考えられるんですけど、マンホールポンプの揚程って言うんですか、揚げる能力って言うのは問題無いってということで、確認させて頂いてよろしいですか。

NJS(株)：はい。それは大丈夫です。高揚程ポンプを設置しますので。先程からですね、色々、この下水道の供用開始した上でですね、皆さん心配になる部分が、いくつかあるかと思っておりますので、その点、二・三点お話しさせていただきます。まず先程、津波の話がございましたが、処理場の建設予定地の地盤高は、標高でTP+32mの地盤高になります。で、先程想定した津波、ハザードマップの津波の標高が31mということでしたので、地盤高そのものが津波の高さよりも高い位置になっております。それから、停電時の対応なんですけども、式根島は、新島から海底ケーブルで、送電線で配電を受けておまして、万が一、新島側の要因で停電した場合に式根島全部停電してしまいますので、その場合でも、処理場そのものは処理機能の最低限は、確保するように自家発電装置を設ける計画となっております。それと先程、宅内ポンプの話がございましたが、本村処理区もそうなんですけども、新島も式根島も離島ですので、宅内ポンプと言うのは、結構故障が多いんですね。ポンプの口径が小さくて、色々物が絡み付いてですね、故障することが度々あります。故障した場合には、直ぐに保守点検出来るメーカーなりが急行して修理しなければならないんですけども、立地条件（離島）状、それが中々難しいということで、宅内ポンプは設けないような設計をしています。だからその為に、結果的には、下水道本管をですね、結構深く埋設しなくちゃいけないんですけども、そのせいで建設費は若干高めにはなってます。ただし、宅内ポンプは一切無し、設けなくていいということですよ。

参加女性5：はい。そうすると、石白の宮房さんの前なんかは凄く深く掘るってことですか。

下水道係長：あの、ポンプから汲み上げられるかってことですか。

参加女性5：うん、それ。

下水道係長：深くは無いですね。

参加女性5：宮房さんところは、ずうって低いんで。

住民男性2：まあ、その辺は工事に任せればいいだよ。

下水道係長：あの、宮房さん家が低いのでってことですか。あの、ポンプから汲み上げられる管が深い浅いかってことですか。

参加女性5：宅内ポンプは、設けないっておっしゃったんですけど、宮房さん家の辺りが低いじゃないですか。そういうところは自分でポンプを付けなさいって話しを聞いたことがあるんですけど

ど。

下水道係長：それは先程ご説明したように、ポンプを設置しないように設計を進めているところですね。

住民女性1：ちょっとさっき聞いた公共ます設置申請書を、一度出（提出）したけど、説明良く分からないし、まだちょっとつながりかどうかわからないから、返して下さいってことは、これは、大丈夫って私は聞いてるんですけど、それは大丈夫ですよ。返して下さいって言ったら、それは先程答えが無かったから。

下水道係長：まあ、それをお返ししないと言う、あれは無いので、、、

住民女性1：理由は無いですよ。

下水道係長：そうですね。それは、お返しして欲しいと言う話しであれば、お返しは致します。

住民女性1：うん。

住民男性2：そういう人がいっぱい出て来たら、測量出来なくなっちゃよ。

下水道係長：うーん。一応、想定の中で設計は組める。

NJS(株)：現在出ている、ますの申請場所に基ついての設計にならざるを得ないですね。

下水道係長：うん。なので、今、頂いているますの位置、申請書の位置で一応設計は組みます。ただ、申請書を取り下げるということは、接続されないということになるので、、、

参加女性5：接続しないって。

下水道係長：接続しないっていうか、公共ますが要らないというふうな解釈になりますので、、、

住民女性1：そういう方が出て来た時は、要は返してもらおうということで、ちょっと聞いて欲しいという人が一人居たので。

下水道係長：まあ、その際は、当初は設置出来なくなってしまいますので、、、

住民女性1：そのことを伝えます。

下水道係長：それで、後々、先程もお話ししたんですけども、後々設置して下さいとなった場合に、やっぱり費用的に、村としても掛かって来るところはご理解して頂きながら、その辺を判断して頂ければと私は思います。

住民女性1：聞いて来て欲しいと言われて、今日来れない方の聞いて来て欲しいということなので、住宅ですから、うちは下水道料金が、下水道つなぐ人が居なければ下水道料金が上がることに関わりますので、今日はそういうことも含めて、説明会はアンケートをやって欲しいっていう立場で来ておりますので、そういうことです。

住民女性2：すいません。業者の方にお伺いしたいのですが、この事業を遂行して行った場合、他の地区のところではね、下水管が一本から二本くらいって聞いてて、ですが、うちの前の三叉路のところは六本・七本って聞いたんですけど、そうですか。そんなに埋設しなきゃならないの。

NJS(株)：ちょっと今、具体的な場所が直ぐ分からないので、、、

住民女性2：信号機のところ。信号機のところ、式根に一個しかないから、信号機。

NJS(株)：ああ、はいはい。一つの道路に六本ということですか。

住民女性2：一つというか、あの辺一帯に、聞く話しによると六本から七本引くって聞いたんですけど、そんな大変な工事になっちゃうのって。

NJS(株)：あの、基本的にですね、処理区域を通る道路内には、下水管が一本入ります。あの、場所によっては入らない路線もありますけども、それで後は、マンホールポンプがあって、そこから圧送管で、

逆方向に坂を上がっていくような形で、圧送管が入る路線があるんですね。そういうところでは、自然流下の管と圧送管と両方入るような路線もございます。

住民女性2：うん。まあ普通で行けば他のところは二本くらいって聞いてたんですけど、その信号機って
いうか、うちの近所のところは7本くらい入るんじゃないのって聞いたんですよ。あの、この前、
測量されてる方にも、13日の日に、そういうのも聞いた方がいいよって言われたので、今、質問し
てます。

NJS(株)：あの、一つの道路に、六本も七本も入ることは無いです。

参加女性5：交差点ですよ。

NJS(株)：交差点のところは、十字路であれば、四方向から、三方向から来て一方向に流れて行きますので、

参加女性5：圧送管もつなげちゃうってことですか。

NJS(株)：圧送管が出てくる路線であれば、それに加えて圧送管も出てきます。

参加女性5：圧送管もつながるといことですか。三方向から来る圧送管が、そこで一本につながる。

NJS(株)：圧送管は一本だけです。圧送管は、一番低いところ、港の手前ですね。港の手前のところにマン
ホールポンプが付きますので、そこから圧送管が処理場の方に向かって一本入ります。

住民女性2：それは分るんですけど、あそこのところは、養殖場の方からと大浦方面からと、それから石
白川方面から、もう全て流れて来るわけですよ。それで最終的に、野伏港の菊水さんのところの正
面のところで一つになるわけですね。

NJS(株)：そうです。

住民女性2：そこから来るのは一本で来ると思うんですけど、だから計七本くらいって伺ったんです。ど
うですか。

NJS(株)：幾つかの方向から集まって、一本の管で、マンホールポンプの方には流れては行きますよ。

住民女性2：一本になるんですか、そこで。そうじゃ無いでしょ。幾つかの方に流れて行って最終的に一
本になるんじゃないですか。そうじゃなくて、途中で一本になってるんですか。

NJS(株)：途中で一本になります。圧送管は別ですよ。自然流下管は、途中で全部まとまっていきますので。

住民女性2：いや、だってほら、養殖場の方からと、大浦方面からと、全部圧送管じゃないですか。

主事：圧送管で、一番高いところに行ったら、またそこから自然流下で流れて行くので、圧送管が全部一
箇所のところにつながることはないです。一番高いところまで圧送して、そこから自然流下。

住民女性2：そしたら、例えば養殖場の所の場合は、あの一番高いところまでは圧送して、あとは普通に
自然流下なんですか。

主事：あとは自然流下なので、なので自然流下管は一本。圧送管は別。

住民女性2：そしたら大浦方面からも、例えば、一番高いところまでは圧送して、あとは自然流下。

NJS(株)：はい。

住民女性2：はい、分かりました。だけど、やっぱり多いことには変わり無いですね。

参加女性5：マンホールポンプの、処理場の方の停電時の対処の仕方は今聞いたんですけど、マンホール
ポンプについてはどうですか。

下水道係長：今の段階で、マンホールポンプについても自家発電機を、各個所に設置する予定で設計を組
んでいます。

参加女性5：はい。

下水道係長：他にご質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

住民：無いよ。

下水道係長：他にご質問が無いようなので、これを持ちまして式根島公共下水道事業住民説明会を終了させていただきます。ありがとうございました。

住民：(多くの拍手)